

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 2 月 27 日

水 曜 日

第 4465 号

目 次

告 示

○土地収用法による事業の認定	1
○都市計画事業の事業計画の変更認可	5
○市街地再開発組合の解散の認可	6
○市街地再開発組合の事業計画の変更の認可	
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	7
○保安林の指定予定	12
○土地区画整理事業の事業計画の変更	13

公 告

○特定非営利活動法人の設立認証の申請	14
○都市計画事業の施行	15
○土地改良区の役員の退任	

告 示

富山県告示第61号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

平成31年 2 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 起業者の名称
黒部市
- 2 事業の種類
黒部市地域振興施設整備事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分

黒部市堀切地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、黒部市堀切地内の土地を起業地とする黒部市地域振興施設整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、国土交通省と黒部市が一体となり整備する、道の駅「（仮称）くろべ」のうち黒部市が事業主体となり、道路利用者の安全性や利便性の向上と地域産業振興及び観光振興への寄与を目的として、地域振興施設を整備するものであり、法第3条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である黒部市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

黒部市は、1市1町が合併して誕生した市であるが、人口は合併以降若干の減少傾向で推移しており、若い世代を中心とした人口の流出により、高齢化や過疎化の進行、農林業等の後継者不足や集落機能の低下、地域の歴史・伝統文化の衰退が危惧される状況である。

また、観光面においては、宇奈月温泉の利用者数は平成20年度から平成29年度の間約7パーセント減少し、黒部峡谷の利用者数は同期間に約30パーセント減少しており、黒部市の観光資源や自然環境を生かし切れていない状

況である。

一方、黒部市内を横断する一般国道8号は、重要な物流及び観光動線であり、県内においても地域の産業・生活・文化を支える主要幹線道路となっているにもかかわらず、黒部市内の沿道には観光バスなどがトイレ休憩等に立ち寄れる施設がないため、現在は通過が余儀なくされており、観光客等に対する地場製品の販売や観光情報の発信といった貴重な機会を逸している状況である。

また、黒部市には北陸自動車道黒部インターチェンジが存在し、物流交通の出入口となっているが、物流交通が主に利用する一般国道8号の沿道にはドライバーが時間調整や休息のために駐車できる施設が確保されていないため、昼夜を問わず、大型トラックが路肩に停車している危険な状況が見受けられている。

本件事業の完成により、道路利用者の安全性や利便性が向上するとともに、伝統工芸品や特産品の販売促進、歴史・文化の発信、地産地消の推進など地域産業振興を図り、観光資源や歴史・文化の積極的な情報発信による観光客誘導に伴う交流人口の拡大など、地区の活性化や魅力向上を含めた地域振興に寄与するものと考えられる。

また、災害時の救援物資の備蓄、避難場所の提供など、主要幹線道路に面した防災活動拠点としての機能も発揮できるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財が1箇所確認されているが、黒部市教育委員会からは起業地に編入することについて支障がない旨の回答を得ており、起業者としては、同市教育委員会及び富山県教育委員会との協議により、今後は発掘調査や必要に応じて記録保存措置を適切に講じるなど、その保護について十分留意して事業を進めていくこととしている。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年

法律第75号)により、保護のための特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、一般国道8号の自動車交通量に見合う必要駐車台数を備えた簡易パーキング施設と地域振興施設の一体的な整備が可能となる一定の敷地面積が確保できること、また、広域からの来訪者にサービス提供を行いやすく、観光客にとって利便性の良い位置であること、などの条件により候補地として3箇所が選定され、各候補地の優劣を社会的条件や経済性等により比較検討のうえ、最も妥当な候補地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

また、本件事業の実施にあつて、商工業、農業、漁業、林業及び観光業等の各種団体並びに国土交通省、富山県及び黒部市からなる黒部市「道の駅」整備検討協議会が設置され、幅広い視点から適切に検討されているものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、一般国道8号では、昼夜を問わず、大型トラックが路肩に停車している危険な状況が見受けられ、道路利用者の安全性や利便性をできるだけ早期に確保する必要がある、本件事業と一体となって整備する道の駅「(仮称)くろべ」の必要性は高いと認められる。

さらに、本件事業の早期完成を求める声も強く、一般社団法人富山県トラック協会から大型トラック駐車スペース及び休憩等施設の整備・設置について要望書が提出されているほか、地元からもコミュニティスペースの交流拠

点の整備を強く要望されている。

また、当該道の駅は、国土交通省北陸地方整備局長より、重点「道の駅」候補として選定されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

黒部市役所

富山県告示第62号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

- 3・4・212号 綾田北代線
3・5・225号 富山駅北線
10・7・201号 富山ライトレール線

3 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成16年6月16日から平成36年3月31日まで

富山県告示第63号

市街地再開発組合の解散の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、次のとおり桜町一丁目4番地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により公告する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 組合の名称

桜町一丁目4番地区市街地再開発組合

2 事務所の所在地

富山市桜町一丁目1番1号

3 解散の理由

事業の完成

4 解散の認可の年月日

平成31年2月19日

富山県告示第64号

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり総曲輪三丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 組合の名称

総曲輪三丁目地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

変 更 前	変 更 後
設立認可公告の日から平成31年11月30日まで	設立認可公告の日から平成32年3月31日まで

3 施行地区

富山市総曲輪三丁目の一部

ただし、別紙図面表示のとおり

4 事務所の所在地

富山市総曲輪三丁目5番8号

5 設立認可の年月日

平成27年3月23日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成31年2月19日

（「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第65号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営石仏池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営石仏池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年2月27日から

平成31年3月28日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第66号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営前沢用水地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営前沢用水地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年2月27日から

平成31年3月28日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第67号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営早月加積北部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営早月加積北部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年2月27日から

平成31年3月28日まで

3 縦覧の場所

滑川市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第68号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営谷内山池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営谷内山池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年2月27日から

平成31年3月28日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第69号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営谷内白山池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営谷内白山池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年2月27日から

平成31年3月28日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第70号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県魚津市島尻字鶴谷7221、7226、黒谷字畑道81の1、81の2、82、83、東山字迹山11の6、11の7、東城字屋敷大平682、683

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第71号

土地区画整理事業の事業計画の変更について

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により射水市小杉インターパーク第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 土地区画整理事業の名称

射水市小杉インターパーク第二地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

射水市土地開発公社

3 事業施行期間

平成29年1月6日から平成32年3月31日まで

4 施行地区

射水市入会地字天池、入会地字水蔵場、上野、上野字竹腰及び上野字朧谷の各一部

- 5 事務所の所在地
射水市新開発 410番地 1
- 6 施行認可の年月日
平成29年 1月 6日
- 7 変更認可の年月日
平成31年 2月27日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年 2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成31年 2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人富山成年後見支援センター
- 3 代表者の氏名
竹田 達矢
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市大手町5番12号 野口ビル2F
- 5 定款に記載された目的

この法人は、成年後見に関する啓発及び利用の促進活動及び法人受任事業を行い、成年後見を必要とする個人が適切にその制度を利用し、判断能力の衰えがあっても個人の尊厳を守りながら生活できるよう支援していくことにより、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・5・113号 二口北野線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部都市計画課

高岡市赤祖父211

富山県高岡土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 富山県射水市大島北野地内

使用の部分 なし

土地改良区の役員の退任

大久保用土地改良区の役員であった次の者が平成31年2月8日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成31年2月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 福 山 進 富山市下大久保1992番地2

